

健康増進法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

改正の趣旨

多数の者が利用する施設等における受動喫煙の防止に係る対策を強化するため、当該施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

改正の概要

※具体的内容については、団体ヒアリング等での御意見を踏まえて検討中

1. 特定施設等の利用者の責務

多数の者が利用する施設等のうち、一定の要件に該当するもの（以下「特定施設等」という。）の利用者に対して、一定の場所を除き喫煙を禁止する（喫煙禁止場所における喫煙の禁止）。

2. 特定施設等の管理について権原を有する者等の責務

特定施設等の管理について権原を有する者等に対して、①喫煙禁止場所の位置その他所要の事項の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止、③喫煙禁止場所において喫煙の中止を求める等の努力義務等の責務を課す。

3. 喫煙禁止場所の範囲

喫煙禁止場所の範囲については、特定施設等の設置目的・性質等に鑑み、

- (1) 受動喫煙による健康影響を特に受けやすい者が主に利用する施設（学校、医療機関等）にあつては敷地内禁煙
- (2) (1)以外の施設等であつて、受動喫煙による健康影響を受けやすい者が主に利用する施設等（社会福祉施設、大学、官公庁、バス、タクシー等）にあつては屋内禁煙
- (3) (1)と(2)以外の施設であつて、受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要な施設等（飲食、販売などのサービス業、駅、ビル等の共用部分、鉄道、船舶等）にあつては屋内禁煙としつつ喫煙室（※）の設置可とする。

※ 技術的基準に適合した喫煙室を設置する特定施設等についての都道府県知事等（都道府県知事・保健所設置市区長）による指定制度を導入。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1、2①と②に違反した者に対して、都道府県知事等による勧告・命令等を行い、更に違反した場合には罰則（過料）を適用する。

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（予定）